

平成 31 年 4 月 5 日
 有限責任 あずさ監査法人
 会計プラクティス部

「時価の算定に関する会計基準（案）」等に対するコメント

当監査法人 会計プラクティス部は、平成 31 年 1 月 18 日に公表された企業会計基準公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準（案）」等（以下「本公開草案」という。）に関するコメントを検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

質問 1（開発にあたっての基本的な方針に関する質問）

本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（コメント）

基本的に同意する。

ただし、以下については概念的な整理が必要と思料する。

1. 時価の概念が整理されたことにより、時価の把握が極めて困難であることを理由とした取得原価による測定は廃止され、「市場価格のない株式等」に該当しない金融商品は、評価に高度の不確実性を伴う値であっても、すべて、その値をもって時価評価されることとなった。

ここで、IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS13」という。）は、公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分される経常的な公正価値測定についての開示を強化することにより、そのような不確実性を伴う公正価値について、公正価値の不安定性に関する情報提供を補完する仕組みとしているが、このうち、「観察可能でないインプットを合理的に考えうる代替的な仮定に変更した場合の影響」についての開示（IFRS13. 93(h) (ii)）は企業会計基準適用指針公開草案第 65 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針(案)」（以下「時価開示指針(案)」という。）では導入が見送られている。

そのため、結果的に、不確実性を伴う時価がその不確実性の内容について十分な情報提供のないままに測定に使われる形になってしまっている。この点につき、日本基準のもとで提供される財務情報のクオリティが国際レベルに対して一步後退しているとも見られかねないことを懸念し、日本基準を高品質なものとする取組みにおいて望ましい対応といえるのか、疑問が残る。IFRS13 における開示要請項目のうち一部の導入を見送る代わりに、有効性がある追加開示の要求規定を別途設けることにより相応の開示の拡充を手当てするなどの代替的アプローチの可能性を模索すべきではないか。

2. 企業会計基準公開草案第 65 号「金融商品に関する会計基準(案)」(以下「金融商品基準(案)」という。)では、「市場価格のない株式」を時価評価の対象から除外しているが、そのような例外的な取扱いを設けた対象が株式のみとされている理由は明らかではない。投資法人投資口や、SPC が発行する受益証券の最劣後部分などは、キャッシュ・フローの性質からは株式と類似した性質もあるが、これらについて市場価格の有無にかかわらず時価評価の対象とする場合には取扱いの差異がどのような理由に基づくものかを結論の背景に明記すべきと考える。
3. さらに、市場価格のない株式等については金融商品基準(案)で時価評価の対象から除外し、また、不動産は企業会計基準公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準(案)」(以下「時価算定基準(案)」という。)の対象に含めないとしつつ、市場価格のない株式等や不動産に連動するデリバティブやアセットバック商品については金融商品基準(案)で時価評価の対象としている点について、整合性がないと考える。

評価に不確実性を伴う時価を、追加情報の提供なくそのまま測定に用いるという点につき、財務情報としての有用性、追加開示の必要性の観点から懸念がない旨の検討が必要であり、その検討経緯は結論の背景に明記すべきと考える。なお、その際、市場価格のない株式等についてのみ時価評価の対象としていない点との整合性についても、上記に具体的に挙げた 2 点を含め、整理すべきである。

質問 2 (適用範囲に関する質問)

本公開草案の適用範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(コメント)

基本的に同意する。

ただし、IFRS13 第 6 項は IFRS 第 16 号「リース」/IAS 第 17 号「リース」の範囲に含まれるリース取引を適用除外としており、米国会計基準においても ASC 825-10-50-8 において同様の規定が存在する。本公開草案が国際的な基準との整合性を図る取組みである以上、リース取引から生じる債権債務については時価算定基準(案)の適用範囲及び金融商品基準(案)第 40-2 項(3)の開示対象から除外することを提案する。

質問 3 (時価の定義に関する質問)

(質問 3-1) 時価の定義に関する質問

本公開草案では、IFRS 第 13 号を基礎として、時価の定義を算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格とすることを提案しています。この提案に同意します

か。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(コメント)

同意する。

(質問 3-2) 期末前 1 か月の平均価額に関する定めの特除に関する質問

本公開草案では、その他有価証券の時価として期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めを削除することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(コメント)

同意する。

質問 4 (時価の算定単位に関する質問)

本公開草案では、時価の算定単位を、それぞれの対象となる資産又は負債に適用される会計処理又は開示によるとしています。一定の要件を満たす場合は、金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定することができることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(コメント)

同意する。

ただし、グループを単位とした時価の算定は本邦実務においてなじみがないと考えられることから、例えば、具体的に考慮されるものとしてデリバティブの CVA 調整や BID/ASK 調整などを示すことが望ましいと考える。

質問 5 (時価の算定方法に関する質問)

本公開草案における、時価の算定方法に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(コメント)

1. 企業会計基準適用指針公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針(案)」(以下「時価算定指針(案)」)第 33 項における「当初認識時において評価技法を用いた結果が取引価格と同一となるように、評価技法を補正する必要がある」との記載は、いわゆる取引日損益の認識を今後認めないことを示唆するように読める。

IFRS においては取引日損益の認識を一定の場合に繰り延べる規定が別途存在する(IFRS 第 9 号「金融商品」B5.1.2A)が、我が国の金融商品会計においてはそのような定めはなく、現行、取引日損益は発生時に損益として認識されている。時価算定

指針(案)が金融商品会計上の取扱いの変更を意図するものであるならば、そのような重要な測定の変更は金融商品会計の見直しの一環において取り扱うべきであると考える。逆に時価算定指針(案)にそのような意図がないのであれば、現状の記載ぶりは誤解を招くものであり、平易かつ明確な表現への見直しが必要であると考え

2. 算定時価の妥当性の検証手続は、本来、財務報告に係る内部統制の観点から論じられるべきであると考え。財務報告において影響を与える見積りの重要性に応じて相応の手続を実施することが必要ではあるものの、それは会計基準の適用上の指針として論じるべきものではない。よって、IFRS13 B45 項及び B46 項における記載以上に踏み込んだものを時価算定基準(案)等に導入すべきではない。

具体的には、第三者から入手した相場価格を利用した時価の算定について、時価算定指針(案)第 42 項に例示されているが、このような具体的な手続を時価算定指針(案)等において言及することは、例示された手続の実施が必須であることを示しているように理解されることが懸念される。また、ゴルフ会員権のように基本的に取引事例に基づいて市場価格が形成されるような商品では検証手続の実施が容易ではないことも想定される。

金融商品の金額の多寡、見積りの不確実性に伴うリスクの程度を鑑み、財務報告に与える定量的・定性的な重要性に応じて第三者から入手した相場価格の検証手続の内容・要求水準は決定されるべきであり、この点、時価算定指針(案)の記述は誤解を与えるものである。

質問 6 (その他の取扱い)

本公開草案における、その他の取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。また、その他に我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目として考えられるものがあれば、ご記載ください。

(コメント)

第三者から入手した一部の相場価格について、これを相場価格とみなすことができる旨の規定(時価算定指針(案)第 24 項)を設けることには同意する。ただし、なぜ同項列挙の 2 商品を対象とするかが明確ではなく、整理が必要であると考え。

この点、時価算定指針(案)第 48 項には「時価の算定の不確実性が相当程度低いと判断される」デリバティブについて「実務におけるコストと便益を比較衡量」した結果として本規定を設けるとの説明があるが、

1. 「不確実性が相当程度低い」ことを理由として本措置を設けるのであれば、公正価値ヒエラルキーのレベル 2 に区分される時価(すなわち、時価の算定において重要な影響を与える観察不能なインプットが存在しない)で評価される商品すべてについて当該措置を設けることを検討すべきではないか。

2. 時価算定指針（案）第 24 項にあるプレイン・バニラの金利スワップ並びに為替予約（いずれも長期を除く。）については、その時価の算定が一般に比較的平易であると考えられており、また市場での当該商品の流通量も高いことから、金融機関間で提示する相場価格に重要な相違が生じないと想定されることが理由なのであれば、逆に、そのような商品は時価の検証も容易であり、本規定の導入は重要なコスト削減にはならない点に留意すべきである。

なお、実務におけるコスト削減の観点からは一般事業会社には評価技術がない、レベル 3 に区分される時価で評価される商品が焦点になるが、そのような商品の財務諸表に与える影響が定量的・定性的に重要である場合には、そのリスクの程度、金額的重要性に見合った相応の検証手続が経営者の責任において行われるべきであり、レベル 3 に対する一律的な検証手続の軽減及び免除をすべきではないという点は公開草案の趣旨に同意する。

3. さらに、時価算定指針（案）第 18 項は、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断する場合には当該相場価格を時価の算定に用いることができるとする一方で、同第 24 項のみなし規定は、「第 18 項の定めにかかわらず」とした上で①客観的に信頼性のある金融機関等から入手した相場価格であること、②公表されているインプットの推移と相場価格に不整合がないこと、を適用の前提条件に要求している。

このことは、第 24 項の「前提」とされる手続を上回るレベルの検証手続を第 18 項は黙示的に要求しているようにも読める。これは本項の意図するところではないと考えられることから、以下での対応を提案する。

（案 1）第 24 項は削除する。

（案 2）必要があるのであれば、第 24 項の内容を第 18 項に取り込む。

すなわち、第 18 項の第 1 段落の後に「（当該価格を時価の算定に用いることができる。）例えば、総資産の大部分を金融資産が占め……レベル 2 の時価に属すると判断される場合には、当該第三者から入手した相場価格を時価とみなすこともできる」と、第 24 項の第 1 段落の内容を例示として記述する。

質問 7（市場価格のない株式等の取扱い）

本公開草案における、市場価格のない株式等の取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（コメント）

市場価格のない株式等の範囲が十分に明確でない。

金融商品基準(案)第 19 項によると、市場価格のない株式とは「市場において取引され

ていない株式」とされるが、市場が何かの定義はない。金融商品基準（注2）には「市場には、公設の取引所及びこれに類する市場のほか、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム等も含まれる」とあるが、これは市場そのものの定義ではない。また、上場株式であっても、売買が長らく成立していない、もしくは売買が停止されているようなものは「市場において取引されていない」ものとして「市場価格のない株式」に該当するのかどうかは明らかではない。

「市場」及び「取引されている（取引されていない）」といった表現そのものの定義が必ずしも必要とは言えないとしても、「市場価格のない株式等」に該当するかどうかにより測定ベースが取得原価になるか時価になるかが異なるという影響の大きさを考えれば、その範囲を明確化し、判断・解釈による相違が生じないようにすべきである。

質問 8（開示に関する質問）

（質問 8-1）開示項目に関する質問

本公開草案では、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項として上記の(1)から(7)の開示項目の注記を求めることを提案しています。一方で、上記の(8)及び(9)の注記は求めないことを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（コメント）

同意する。

（質問 8-2）期首残高から期末残高への調整表に関する質問

期首残高から期末残高への調整表において、上記の(1)から(4)の増減理由に区別して記載すること、また、上記の(2)については購入、売却、発行及び決済の額の純額で記載することも認める提案をしています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（コメント）

同意する。

質問 9（適用時期及び経過措置に関する質問）

（質問 9-1）適用時期に関する質問

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（コメント）

同意する。

（質問 9-2）経過措置に関する質問

本公開草案では、①から⑧の経過措置を提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(コメント)

1. 時価算定基準(案)第45項にある、「本基準の導入による影響は、会計上の見積りの変更と同様の扱いとすべきである」旨の整理に同意する。よって同基準(案)第20項にある「変更による影響額を分離することができるときは、会計方針の変更に該当するもの」とする措置には反対する。変更による影響額を分離できるかどうかは主観によるところも多く、本基準の導入を会計上の見積りの変更と同様の扱いとすべきという基本的な考え方に矛盾するためである。

時価算定基準(案)第46項が言及する、比較可能性の改善の観点を考慮するのであれば、適用初年度の期間損益計算を適切に行う観点から、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する方法は認めてもよいと考える。なお、その場合であっても、適用初年度の期首が本公開草案の最終基準公表前に到来する場合については、遡及適用はできないとすべきである。

なお、第20項における「変更による影響額を分離することができるとき」が何らかの特定のケースを念頭に置いたうえで、そのようなケースについての基準の早期適用の促進を意図する目的で当該措置を設けたのであれば、逆に、そのような想定の対象を明示し、かつ、その目的・理由については「結論の背景」に明確な説明を行うべきであると考えます。
2. 一方、金融商品基準(案)における(注7)の削除(その他有価証券の決算時の時価につき期末前1カ月の市場価格の平均に基づく算定も可とした取扱いの廃止)に伴う測定基礎の変更は、従来から複数存在した会計方針の選択につきその見直しを行うものであるから、本基準を将来に向かって適用すべきとする時価算定基準(案)第45項の論拠には合致せず、時価算定基準(案)の適用初年度の取扱いと平仄を合わせる(金融商品基準(案)第44-2項)必要性も認められない。よって、これは会計方針の変更として、原則、遡及適用とすべきである。
3. 時価算定指針(案)第26項により、現行の会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第54項(ブローカーから入手した価格をもって時価とする)の継続適用が認められる経過措置の対象期間においては、当該経過措置の対象商品について、時価開示指針(案)第5-2項「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の開示も不要とすることが適切と考える。第三者が提供する相場価格をもって時価とし、その時価がどのように算定されているかの検証が要求されて

いない以上、当該時価の評価技法等について開示を要求することは整合的ではないと思われるためである。

4. 時価算定指針(案)第 27 項では投資信託について別途の取扱いを定めているが、同項の適用対象となる「投資信託」の範囲を明確にすべきであると考え。また、投資信託に関する取扱いが改正されるまでの間は、投資信託について、時価開示指針(案)第 5-2 項の開示も不要とすべきと考える。便宜的な時価のレベルを暫定的に定めて開示を行うことは、却って財務情報の品質を下げることになり、適切な対応とは考え難い。

また、時価のレベルをどのように決めるかについての説明も「無条件に解約可能」の意味が明確でないなど、現在の記載ぶりでは実務に混乱を生じさせる可能性が懸念される。

質問 10 (設例に関する質問)

本公開草案における IFRS 第 13 号の設例を基礎とした設例の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、その他に我が国に特有な取引等について、設例として追加することが、より整合性のある適用につながると考えられるものがありましたら、ご記載ください。

(コメント)

時価算定指針(案)[設例 8]については、日本基準への取り込みを見送ることが適切と考える。

本設例の説明では、「A 社は、市場参加者が用いる市場利回りの見積り (12%) に、第三者から入手した情報における市場利回り (15%から 17%) を考慮した結果、13%が現在の市場の状況においても時価を適切に表すための市場利回りであると判断した。」旨の記載があるが、「当該第三者からの入手情報」について「評価技法やインプットは評価できないが当該価格 (利回り) は取引の結果を反映しているものではない」としつつ、「考慮する」というロジックの妥当性が明確に説明しづらい。加えて、本設例は IFRS13. 設例 14 によっていることを考えると、文言の修正は IFRS13 からの意図的な逸脱を意図しているように解釈され、適切な対処とは思われなためである。

質問 11 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

(コメント)

IFRS はあらゆる法域・経済環境下で適用されることを前提とするため、概念的かつ汎用的な表現・説明となっている。しかしながら、日本基準としての円滑な適用を考えた場合、日本の経済環境を前提としたうえで基準をどのように解釈することが想定されるか、一定の目線を基準・指針とは別の「ガイダンス」として示すことが、ASBJ には期待されると考

える。例えば、時価算定基準（案）における金融商品のレベル判定などはその対象になると考えられる。

また、例えば、時価開示指針(案)開示例 2. 製造業の「3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」には、長期貸付金をレベル2の時価に分類している例示が記載されている。一般的には貸付金の信用スプレッドは観測不能であるケースが多く想定され、レベル3と判定されることが多いと思われるものの、本開示例からはどのような状況であれば貸付金がレベル2と判断されるかの説明が提供されていないため、この開示例のみを見て「貸付金の時価は通常はレベル2に分類される」との結論のみが定着するようなことも懸念されるが、これでは時価算定基準(案)の意図する開示は達成されない。逆に、現状の時価算定基準（案）及び時価算定指針（案）の記述のみからでは実務的な対応は困難であることから、同様の評価技法で時価を算定しているにもかかわらず、レベル判定が作成者ごとに大きく異なってしまい、企業間の財務情報の比較可能性が担保できなくなって、開示の有用性が低下することを懸念する

啓蒙的な文書により、基準の精神の実務への浸透が促進されるものと考えられる。今後も国際的な比較可能性の改善を念頭に置いた会計基準開発が想定されることから、従来の枠組みを超えた対策が必要であると考えられる。なお、「ガイダンス」はあくまでも基準・指針の適用の解釈の一例を、日本における取引環境を前提として示したものに過ぎず、基準・指針に準拠する限りにおいて他の解釈を否定するものではない旨を明確にする必要があると考えられる。

以 上